

## 議第35号

三島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

三島市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年三島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三島市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加え、同条に次の1項を加える。

2 汚水を適正に排除し、又は処理するため、公共下水道事業を設置する。

第1条の2中「簡易水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加える。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項中「次」を「別表第1」に改め、同項の表を削り、同条に次の1項を加える。

3 公共下水道事業の経営の規模は、別表第2のとおりとする。

第3条及び第4条を次のように改める。

（管理者を設置しない規定）

**第3条** 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

（組織）

**第4条** 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるため、都市基盤部を置く。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第7条の見出し中「負担付きの」の次に「寄附の」を加え、同条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	給水区域	給水人口	1日最大給水量
水道事業 (山中新田簡易水道事業及び佐野見晴台簡易水道事業を除く。)	(1) 佐野見晴台1丁目、佐野見晴台2丁目、山中新田、五輪並びに沢地、佐野、徳倉、谷田、川原ヶ谷、塚原新田、市山新田、三ツ谷新田及び笹原新田の各一部を除く全市域  (2) 函南町間宮及び塚本の各一部	124,000人	78,000 立方メートル
山中新田簡易水道事業	山中新田及び笹原新田の一部	440人	176 立方メートル
佐野見晴台簡易水道事業	佐野見晴台1丁目、佐野見晴台2丁目及び徳倉の一部	3,619人	1,289 立方メートル

別表第2（第2条関係）

区分	予定処理区域	予定処理区域面積	計画処理人口	1日最大処理能力
公共下水道事業（流域関連公共下水道事業を除く。）	加屋町、清住町、西本町、栄町、西若町、緑町、南町、広小路町、泉町、寿町、本町、南本町、芝本町、一番町、中央町、北田町、中田町、南田町、富田町、大宮町1丁目、大宮町2丁目、大宮町3丁目、文教町1丁目、文教町2丁目、大社町、東本町1丁目、東本町2丁目、南二日町、日の出町、東町、末広町、幸原町1丁目、幸原町2丁目、藤代町、東大場1丁目、東大場2丁目並びに三好町、中、梅名、中島、大場、多呂、北沢、八反畑、鶴喰、青木、新谷、玉川、平田、松本、長伏、御園及び安久の各一部	927ヘクタール	51,200人	31,382立方メートル
流域関連公共下水道事業	加茂川町、（若松町）、千枚原、徳倉1丁目、徳倉2丁目、徳倉4丁目、徳倉5丁目、芙蓉台1丁目、芙蓉台2丁目、芙蓉台3丁目、富士ビレッジ、東壺町田、柳郷地、松が丘、初音台、（西旭ヶ丘町）、旭ヶ丘、三恵台並びに壺町田、沢地、徳倉3丁目、萩、徳倉、光ヶ丘、加茂、富士見台、谷田、中及び川原ヶ谷の各一部	648ヘクタール	40,200人	22,517立方メートル

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士